

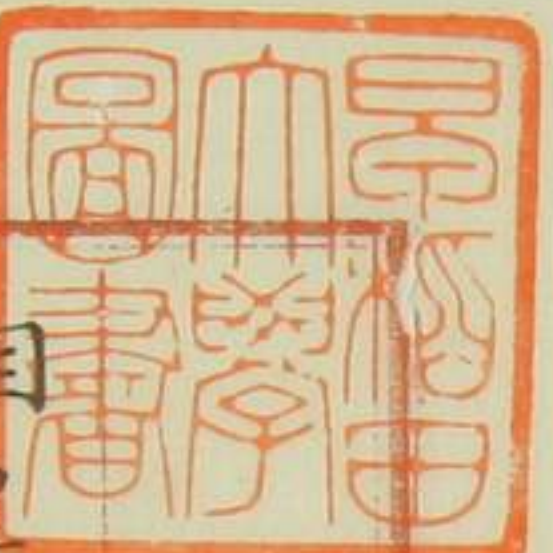
佛國禮式文式畧

1182



佛國公私禮式及書簡文式畧書

114
A4724



諸官負之席順之事

相異ナル公務ヲ勤ル諸官負公然ノ礼會ニ於テ聚
集スル時ハ左ノ席順ニ從ッテ列スル事ナリ

フランスフランセー 佛國諸侯

カルジナル 宗牧宰相 但僧官

諸卿 ミニストル

國家ノ大官 格蘭ゾフビレエドランビール

但シ マレシアルゴランス 陸軍 大将 アミラル 海軍 大将
格蘭オノモニエー

宮内省

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

宮中大念 経僧
宮中 大将
格蘭シアンベル

ラン 内舎 大宮
格蘭シキエイエー 大舎 厩
官 格蘭ベヌール 大獵 格蘭ノー

トルテセンモニー 大儀 礼官

レジオンドソール 組ノ支配官
格蘭シアンスリエード
ラレジオンドソール

一時ノ格別ナル 役義ヲ蒙リ居ル 國議官

レジオンドソールノ 組大将及組大官
格蘭クロー
格蘭トフニエー

領分兵部ヲ指揮スル 將官

但シ 輔將官二人之ニ 附添マ事

海軍領部知事

但シ 此ノ礼會ハ巴ノ管轄地ニ於テ行ハル、時ヲ云

大裁判所ノ一等統領

大主教
アルニエベック 但僧官

州知事

但シ 其州ノ副知事之ニ 附添事

重罪裁判所ノ統領

重罪裁判所ノ官員

宮内省

領分小兵部指揮スル少將

主教 エベック 但僧官

郡知事

民法輕罪裁判所ノ統領

貿易裁判所ノ統領

邑知事

城塞司令或右禮會海軍領部中ニ於テ行ハル時

ハ海軍マジョルジエ子ラール

天主教ニ非ル他宗ノ法教審議會ノ統領 コンシストワール

大裁判所ノ官員

領分兵部ノ首官ノ士官

州議院ノ官員

民法輕罪裁判所ノ官員

邑民議院ノ官員

大書院ノ官員

城塞首官ノ士官

貿易裁判所ノ官員

居間裁判役

取締長

但元老民選議院國議院覆審裁判所及皇帝居
合ス都府ニ於テハ裁判官支配官ハ特ニ皇帝ヨリ召集
セラレシ時ノミ礼會ニ出席ス此ノ時ニハ レヒカンドシウル組ノ支配官
ゲラシアンスリエードラレオン
トシノルノ次ニ左ノ順序ヲ逐ツテ列就スルナリ

元老

民選議院

國議院

覆審裁判所

諸勘定大検査局

公学議院

右ニ記スル諸官員、礼會ノ時右ニ記セシ順序ニ從ヒ且三人
ツ相雙ヒテ進ム事トシ即第一番ノ位アル人ハ中央ニ進ミ第二
位ノ人其右ニ進ミ第三位ノ人其左ニ進ミ此ノ三人ヲ第一列ヲ

為ス第_四番ノ位ニシテ、第_二列ノ中央ニ進ミ第_五位又其右ニ在リ第_六位ノ人其左ニ在リテ此ノ三人ニテ第_二列ヲ為ス其次ハ皆此頃ヲ逐ツテ進ムコトナリ

公然ノ礼會ニ於テハ政府一般ノ名代トナル諸侯及諸官員ブラス即諸卿國議官及之ト同列スル人但シ宗收宰相レデカンドン等ハイルノ組大官

其場所ノ中央ニ列セラルヲ得ズ同人不在ノ時ハ場所ノ中央ヲ虚シテ其席ヲ存遺シ置クコトナリ

領分兵部ヲ指揮スル將官大裁判所ノ一等統領及大主教ハ

席ノ右ニ列ス

州知事重罪裁判所ノ統領領分小兵部ヲ指揮スル

少將及主教ハ席ノ左ニ列ス

此ノ他ノ官人ハ前條ニ記セシ順序ニ從ヒ席後ニ列ス

不在官員ノ席ヲ虚フシテ常ニ之ヲ遺存シ置クコトナリ

人ヲ招待スル官員及官員組ノ已ノ常席ニ列シ被招ノ官員モ亦互ニ各己ノ常席ニ就クナリ譬ハ郡ノ首府ニ於テ郡知事ハ其首席ニ合ハス諸官員或官員組ヲ招待

官内省

スル時同知事ハ招待ニシテ共常ニ己ノ為メ定ツタル席ニ就クナリ

レジョンドイルノ組頭組官及組士六格段ノ職務アルニ非レハ礼席ニ於テ種々ノ官員ノ後ニ列ス

隱居ノ士官ハ夫々ノ首官ノ内ニ於テ同等ノ無役或在職士官ノ後ハ直ニ進ムコナリ

右ニ記セラル諸官員及官員組ハ規則ニ於テ定ツタル席順ナク只風習ニテ傳來セル席ニ就クナリハニスチキユトフニス 佛國中第一等ノ學者ノ組合ノ

如キ者ハ常ニ公學議院ノ後ニ直ニ列レ橋路鑛山器械官員橋

路鑛山學校諸術學校兵學校及コレレユトフランス 學校

ノ名ノ官員及教官醫學大書院國議院或覆審裁判所

ヘ附スルコンセイドミル代官組惣代シアンブルノテール組惣代但シテールハ政府ノ官員ニハ非サレ共公許ヲ以テ万民ノ私

事ヲ書シアンブル辨スエブリエ組惣代但シアアエハ政府ノ官員ニ非サレ共公許ヲ以テ都テ公事訴訟ニ付テ万民ノ名代トシテ私事ヲ

辨スシアンブルル人公ハ兩替屋總代組惣代シアンブルノテール組惣代但シアアエハ政府ノ官員ニ非サレ共公許ヲ以テ

本局警ハ飛脚支配ノ本局運物検査官及支配官報國兵及

軍勢ノ名代人但シテ禮會ノ為メ其所ニ此スル兵隊ヨリ士官數人ヲ差シ立テ名代トスル事常ニアリ

右ニ記スル順序ニ後ニ取締長ノ後ニ進ムナリ

交際上諸國官員相互ノ席順ノ事

千八百十五年

「ロンドン」

「ロンドン」
壘國ノ
京師ノ名

會議

ニ於テ交際上諸官員ノ

席順ヲ左ノ如ク定メタリ

第一等

勅使及法王ノ使節

第二等

君主ノ側ニ委任サレタル公使及其他ノ交際上官

眞

第三等

外務卿ノ側ニ委任サレタル代理公使

非常ノ役義ヲ蒙タル交際上官員ハ更ニ他ノ同等ノ交際上官員ノ上タルナリ

右ニ記スル各等ノ交際上官員輩ノ相互ノ席順ハ其看到ナ公然報知セル書簡日限ノ順ニ依テ定ム

天主教ヲ奉スル歐洲諸國ニ於テハ常ニ法王ノ使節ヘ歩ヲ讓ルナリ

諸國ノ同等ノ交際上官員格別ノ故ヲ以テ會議スル時其席順ハ各ノ名代スル國名ヲ以呂波ノ順序ヲ以テ定ムルナリ

但レ右ハ佛語ノ以呂波ヲ以テ定ムルナリ

宮中ノ事

帝宮ノ事

帝宮ニ左ノ諸官アリ

グラニミレシアルジユハレ

宮中大將

侍從武官ヲ指揮シ都テ宮中ノ事務ヲ指導ス此ノ職ニ任スル者ハ常ニ陸軍大將ナリ

大儀禮官

但レ

大儀禮官ハ都テ禮會接待、饌、舞蹈、夕遊會、等ニ付直ニ皇帝ノ命令ヲ受ルナリ其用務ハ三類ニ分ル

第一 君主ノ接待

第二 勅使及交際上官員ノ接待

第三 其他諸接待

大儀禮官ノ配下ニ左ノ諸官アリ

勅使ヲ進宮人儀禮官二人及儀禮助官

三人ナリ

勅使列進官ノ職務ハ常ニ外務省ノ高官一人
ヘ委任シアル事ニテ此ノ者ハ特ニ勅使及其他交
際上官員ノ接待ノミヲ取扱フ者ナリ

儀禮官ハ大儀禮官ヲ助ケ或ハ之ヲ代ル

但シ大儀禮官ハ必シモ尋常ノ接待ヘハ出席スルニ
及ガレ

帝王ヘ拜謁願^ヒハ大儀禮官ハ差出スベク然シテ

大儀禮官ハ皇帝ノ命令ヲ受ケシ後ニテ本人ヘ

其接待ノ日限及儀式ニ関スル諸事ヲ報知ス

右ニ記スル時ニ儀禮ノミニ関スル輩ノ外又帝宮ニ左ノ諸官アリ

アシユダシユ子ラールジュバロー^レ一人

此ノ官ハ宮中大將ノ配下ニ在ツテ宮中ノ安寧及ヒ取

締ニ関スル諸事ニ任セラル

グラシアンヘルラン^レ一人 内官
大官

往時此ノ官ハ職務ハ只君主ノ房室中ノ用務ニ限リ

宮内省

シナリシカ其後ヨリ以來此ノ官ハ榮ヲ加ヘルノ官トナレリ

グランシアンベルラン^{シアンベルラン}配下ニ九人ノ内舎官アリテ皆亦高

位ノ人ニシテ君主ノ房室ノ用務ヲ指導スルコトニ任セラルル

シニフシユカビ子ドランベロル^{皇帝御用ノ房長}一人

此ノ官人ハ皇帝ノ書記ノ如キ者ナリ

ジラニテキユイエ^{大典}一人

此ノ官ニ任スル者ハ常ニ陸軍中將ニシテ皇帝ノ諸厩及車
駕ノ惣検査ニ任セラルル者ナリ

プロミエーエキユイエ^{一等}一人 ^{典厩}

此ノ官人ハ右ノ用務ニ付テ都テ大典^厩ノ命ヲ受クル
事ナリ

グランベメル^{大獵官}一人

此ノ官ノ職務モ高位ノ武官ニ委任シアルコトニシテ同人ハ
都テ皇帝ノ畋獵ヲ整備スルコトニ任セラルル右ノ為ニ同人
ノ配下ニ二人ノ小獵官^{ウニトトナドベテリ}アリ

コンマンダシ^{砲獵官}一人

宮内省

此ノ配下ニ砲獵リトナシデニアツクハ官一人アリ

プロミエトマレシアルデロデージュバレー一人 此ノ配下ニ二人ノアレシアルデロデージュ

此ノ官人ハ皇帝行幸ノ時都テ其滞留及移轉ニ関ス

ル諸事ニ任セラル

皇帝ハ又輔將官十六人及傳命官十四人ヲ有スルコナリ

皇帝ノ輔將官ノ職ハ中將及少將之ヲ勤ムルコニシテ戰時ニハ此ノ

中少將ノ職務ハ將官ノ輔將官ヲ勤ムル參謀ノ士官ノ職務ト

同シ

和時ニ於テ右中將ハ皇帝ノ御用ノ内軍勢ニ関スル諸事ニ任
テ皇帝ノ命旨ヲ奉スルナリ

皇帝ノ傳命官ノ職務ハ三兵ノ佐官或大尉之ヲ勤ム此ノ職
務ハ將官ノ側ニ居ル傳命官ノ職務ト全ク相似タリ

又醫官多少アリテ一等醫官ノ配下ニアリ此ノ輩ハ醫藥ノ
用務ニ任セラル

皇后ノ宮殿ノ事

グラント、メートレソスド、シメルゾンド、ランベラトリス

宮内省

但^レ有名ノ官人ノ妻或ハ寡婦常ニ此職ニ任ス然
シテ其職務ハ皇后ノ宮殿ノ御用ヲ一般ニ支配スル
事ナリ

ダイム、ドンノウル 一人

皇后ノ宮中ニ於テ大儀礼官ノ職ヲ勤ム

ダーム、シユハレ

但^シ兼テ皇后ノ侍女トナリ且皇后ノ私ノ用務ヲ勤ム也

グランメートル、ドス、メーゾンドラ、ンベ、トリス 一人

但^シ高位ノ官負一人之ニ任ス其職務ハ都テ皇后ノ宮

中ノ男子ニ關スル一般ノ用務ヲ指導スルナリ

此ノ外又皇后ノ宮中ニ一等内舎官一人内舎官一人一等

典^ク厩^イ一人及皇后傳命官一人アリ

太子ノ宮殿ノ事

太子ノ宮ノ諸官負ノ編成ハ其太子ノ年齢ニ從テ変ス今
左ニ記スル処ハ千八百六十八年即佛國太子十二歳ナリシ時ノ
編成ナリ

グーベルナールデフランス
大傳一人

但ニ 常ニ中将一人之ニ任ス
同ノ太子ノ宮長ノ役
ヲ勤ムルアリ

輔將官三人

但ニ 海陸軍ノ佐官之ニ任ス

典一既一人

醫官一人

グーベルナント一人 大姆

但ニ 之ヲ佛國子大姆ト云

接待ノ事

接待ニ二類アリ

非例ノ接待

一定返回ノ接待

非例ノ接待トハ君主諸侯或高官ノ着京ノ故ニ依ル歟或
皇帝ヘノ拜謁ヲ願ヒシ者ヲ拜謁ノ故ニ依ル接待及交際
上ノ接待ナリ

一定返回ノ接待トハ元皇皇帝ノ誕辰等ニ於テスル接待
及時々皇皇帝ヨリ重立タル高位及官員ヲ招待スルヲナリ
非例接待ノ事

君主ノ接待ノ事

何國ヲ論セス都テ君主佛國へ来ル時ハ皇皇帝ハ此ノ君主ノ
滞留中之ニ給與スベキ宮殿ヲ取定メ且巳ノ宮内ノ官員ノ
内右君主へ附属セシメキ諸官ヲ命ス大儀礼官ハ此ノ君
主ノ滞留ニ付且皇皇帝是ヲ接遇スルヲニ付要用ナル諸命令ヲ

決定シ且發出ス大典廐ハ皇皇帝ノ車駕ノ内此ノ君主ノ
用ニ供スベキ車駕ヲ取定ム

皇皇帝ハ常ニ右君主ヲ迎フル為メ巳ノ輔將官ノ内一人ヲ國境
迄差遣スルヲナリ重立タル數國ノ君主ヲ迎シ為メ皇皇帝自カラ
京師ノ鉄車立場迄出タル事モアリ皇皇帝自カラ行カザル時ハ
高官ノ人ノカ代リトナリ君主ヲ出迎ヘテ其安着ヲ祝シ皇皇帝
ノ馬車ヲ以テ之ヲ宮殿へ導クナリ此ノ君主ノ通行スル道筋
即國境ヨリ京師迄京師ノ中鉄車立場ヨリ宮殿迄ノ

通路上ニ於テ佛國ノ兵隊ハ皇帝ノ為メ定ツタル祝儀ヲ此ノ
君主ニ為スヲナリ皇帝ハ宮中ノ諸官ヲ從ヘテ自カラ大階
ノ下ニ於テ此ノ君主ヲ迎接シ自カラ之ヲ殿中へ引進ス
殿中ノ儀式ハ一定セス常ニ變ス

皇帝常ニ此ノ君主ノ為メ筵席ヲ設ケ此ノ君主ニ京師ノ
兵隊ノ檢閲ヲ見セシメ或ハ大調練ニ出席セシム皇帝ハ又常
ニ此ノ君主ヲ誘引シテ戯曲ヲ觀セシムルヲアリ

惣テ祝儀ノ事ニ付テ外國ノ君主ハ佛國皇帝ト同一ノ仕方ヲ
以テ待遇サレ外國ノ諸侯ハ本國ノ諸侯ト同一ノ仕方ヲ以テ
待遇サルヲナリ

交際上官員ノ接待ノ事

君主ノ側ニ委任サル、交際上官員ノミ公然ノ接待ヲ受ルヲ
得ベシ勅使或公使ノ位アル交際上官員京師ニ到着スル時
ハ同人外務卿へ公然已ノ到着ヲ報告ス外務卿ハ同人自カラ
已ノ委任状ヲ直ニ皇帝へ差遣ルヲ得ル為メノ公然拜謁ヲ
皇帝へ願ヒ求ム其後ニ外務卿ハ同人へ皇帝之ヲ接待ス

ベキ日限ヲ報告ス勅使引進官ハ其接待ノ細事ニ付テハ大儀礼官ヨリ命令ヲ受クルナリ同日限及刻限ニ方リ特ニ命セラレタル官員ノ宮中ノ馬車ヲ牽テ外國勅使ヲ迎フル為メ其旅館迄行クヲナリ一小隊ノ騎兵二半隊ニ分レ勅使ノ前後ヲ護ス城中ノ殿前ニ於テ勅使ノ通路筋ヘ兵隊列立シ居リテ規則ニ於テ定メアル祝儀ヲ此ノ勅使或公使ヘ為ス事ナリ勅使引進官ハ大階ノ下ニテ右ノ勅使ニ迎接シ之ヲ御坐ノ間ヘ引進ス皇帝ハ重立タル宮中ノ諸官及外務卿ヲ從ヘテ勅使

ニ接シ勅使ハ已ノ委任状ヲ皇帝ノ手ニ付シ且說辭ヲ為ス此ノ說辭中ニ於テ勅使ハ佛國政府ノ側ニ已ノ國ヲ名代スルヲ命セラレシヲ悦ブ事、兩國ノ善交相断ヘス且益盛ナルヲ信用スル事及右為メ必ス盡カスベキ事ヲ陳述スルナリ且皇帝モ亦右勅使ヘ返答トシテ說辭ヲ為シ此ノ說辭中ニ於テ常ニ皇帝ハ兩國交際ノ純厚ナルヲ悦ビ且外國ノ君主此ク如キ勅使ヲ選任セシヲ悦フ事ヲ陳述ス勅使ハ亦前ト同シ美式ヲ以テ已ノ旅館迄送ラルナリ

外務卿ノ側ニ委任サレタル代理公使及其他ノ交際上官
員モ同シク皇帝ノ接待ヲ受クト雖モ公然ノ参内ニ非ス皇
帝ハ私ニ之ヲ接待スルコトナリ

通例接待ノ事

公然ノ官職ナクシテ皇帝ノ拜謁ヲ受ル者ハ何ノ儀礼モナク
全ク私ノ仕方ヲ以テ接待サルコトニテ大儀礼官同人ノ拜謁
日限及制限ヲ報知スルナリ

宮中ニ於テ招待及筵席ノ事

及宮礼服ノ事

佛國宮中ニ於テ交際上官員重立タル文武官、京師ニ滯
留スル外國ノ高人等ヲ招待スル宴席多クアリテ大儀礼官
ヨリ懇懇ニ招待ヲ同人輩ヘ言ヒ入レル事ナリ
佛國ニ於テハ常ニ皇帝或皇后ヨリノ招待ヲ辞スルヲ得ス故
ニ疾病或ハ已ク得ガレ差支アルニ非サレバ此ノ招待ヲ辞スルヲ
得ス

此ノ招待トハ重モニ舞踏夕旋會夕饌等ノ招待ナリ

被招者ハ規則ニ於テ定ツタル宮礼服ヲ着シテ出行ス
宮礼服ニ類アリ短キ白股引絹ノ白足袋及短キ黒
股引絹ノ黒足袋ノ制ナリ

此ノ二ツノ場合共衣ハ佛風ノ黒衣ナリ直着モ亦黒シ短
キ黒股引ヲ着スル時ハ刀室ハ黒ヲ用ヒ短キ白股引ヲ着
スルハ刀室ハ白厚紙ヲ用ユ

夕旌會及夕饌ノ招待ノ時ノ短股引ハ黒ヲ用ヒ絹足袋
モ亦黒シ靴ハ及金ノ締金及黒絹ノ紐ノ附スル半靴ヲ用ユ

舞蹈及大招待節ハ短股引ハ白ノカジミル名醫及足袋ハ白キ
絹ヲ用ユ靴ハ前ト同シ

右ニツノ場合ニ於テ帽子ハクックト名付ケテ諸官負ノクック
同様ナレ共只飾リナキナリ

但シ武官文官共大招待ノ時招カレル節ハ巳ノ位ノ為メ定ツタ
ル礼服ヲ着用スベシ尤短股引足袋靴丈ハ宮中ノ為メ
定ツタル白股引足袋靴ヲ着用スル事ヲ得ルナリ

皇帝ノ畋獵招待ノ事

畋獵ノ事ニ付テハ皇帝年々京師外ノ諸城内ノ一城ニ馳
驅ノ獵或砲獵ヲ為ス皇帝ハ順々ニ五六十人ツク外國諸
侯政府ノ重官、交際上官員及重ナル外國高人ヲ招待ス
右此ニ被招者ハ全ク皇帝ノ賓客ニシテ多少ノ時間城中ニ
滯留シ皇帝ト共ニ馳驅ノ獵或ハ砲獵ヲ為スナリ馳驅ノ
獵トハ走犬シシクイテンノ群ヲ用ヒ禽獸ヲ驅迫スル獵ニシテ此ノ走犬シシクイテン群ハ
畋獵ガルド ロニアッス監守役常ニツテ馴ラシ且獵ノ節ハ是ヲ指導スルナリ
馳驅ノ獵ニ於テハ獵者馬上ニ在リ更ニ禽獸ヲ砲撃スルニ非ス

只之ヲ取圍ミ驅迫スルナリ他人ハ皆皇帝ノ獵車中ニ在ッテ
此ノ獵ヲ觀望ス此ノ仕方ヲ以テ獵スル獸ハ野猪及鹿ノ諸類
等ナリ

却テ砲獵ニ於テハ獵者ハ獵砲ヲ携ヘ皇帝ノ畋獵監守役
此ノ獵ヲ指導シ且シアンダレー留メ犬ヲ用ユルコトナリ

宮中ノ夕饌及食臺ニ列スル順序ノ事

歐州ニ於テ家ノ主婦ハ食臺ノ上席ニ列スル事ハ宮中
及世間一般ノ風習ナリ

尊席ハ主婦ノ右ニ在リ第二席ハ其左ニ在リ故宮中ニ
於テ食臺ノ順席ハ左ノ通リナリ

第一席ハ皇后ノ右ニ在リ第二席ハ其左ニ在リ第三席ハ皇
帝ノ右ニ在リテ皇帝ハ皇后ト相對ス第四席ハ皇帝ノ左ニ
在リ第五席ハ皇后ノ右ノ第二番席ニテ第六席ハ其左ノ
第二番席ナリ第七席ハ皇帝ノ右ノ第二番席ナリ其次
席ハ皆皇后ノ右左皇帝ノ右左ト次第ニ前ノ如ク順ヲ逐
フナリ

招カレタル各人ノ後ニ給仕者一人ツ居リテ各人ハ酒ヲ酌
ミ且食物ヲ廻シ給スルナリ任セラル

皇帝ハ酒饌既ニ備ルヲ告ケシ時位級ニ從ヒ男子ヨリ婦
人ヘ左手ヲ出シ之ヲ伴フテ食堂ニ入り之ヲ其列スベキ席
迄誘ヒシ後ニテ各己ノ席ニ就クナリ

皇帝ハ最上位ノ婦女ヲ誘ヒ第一番ニ食堂ニ入り皇后
ハ最上位ノ男子ニ伴ハレテ第二番ニ食堂ニ入ル其他次第
ニ順ヲ逐フナリ各人己ノ伴フ婦人ヲ其列スベキ席迄連

行キテ後巳ノ席ニ列スルヲナリ 皇后及皇帝椅子ニ
倚リ時他ノ招カレシ者椅子ニ倚ルナリ又食事ノ終リニ
皇后皇帝椅子ヲ離ル時ハ諸ノ招待サレシ者椅子ヲ
離レテ又故ノ如ク客房へ婦人ヲ誘引スルナリ

皇后ノ接待ノ事

佛國ニ於テ八月曜日毎ニ皇后ハ接待ヲ為シ甚懇親ノ
仕方ヲ以テ常ニ宮中ニ往来スル者、重立タル学者及藝人
外國ノ高人等ヲ招待シタリ此夕旋會ハ互ニ談話スル事

ニシテ其間ニ茶菓及飲料等ヲ招カレシ者ニ賜フナリ此
夕旋會ニモ亦必ス宮礼依ラ着スベキト且都ニ前条ノ礼
儀ノ規則モ行ハル事

諸人民交際礼式ノ事

歐洲諸人民交際上ノ風習ハ驕樂及美式ヲ除クノ外殆皆
同一ニシテ尤賤者ノ家ニテモ亦宮中及最大諸侯ノ殿宅ニ於
テモ婦人ハ男子ニ先ヅナリ其故ハ婦女ハ男子ニ比スレバ薄
弱ナル者ナルカ故ニ男子ヨリ諸尊敬ヲ受クルナリ

食臺ニ於テ第一席ハ常ニ婦人ノ右ニ在リテ諸集會
ニ於テモ乘合馬車中ニテモ婦人ハ男子ニ先テ殊更佛
国ニ於テハ如何ナル場合ニテモ婦人ヲ敬重セズ或ハ之ヲ扶持
セザル者ハ諸人ノ輕慢ヲ受ク

食臺ニ就クノ席順モ亦上下貴賤ヲ論セス皆同一ナリ
即婦女ハ男子ニ先テ男子婦女共其位ニ依リテ先席ス
及第一等ノ席ハ家ノ主婦ノ右方ニ在ルナリ
客ノ招待ノ仕方ハ別ニ規則ナシ客来ル時ハ典客一人客

房迄之ヲ提携シ客房ノ戸ヲ開キテ同人ノ姓名ヲ高
告ニテ告ゲ客ハ客房ニ入レハ先進ニテ第一ニ主婦ハ挨拶
シ其上主人ニ挨拶スル事也

書簡之文式ノ事

書簡ノ文式ハ其手紙ヲ贈ル人官真ナルト官人ナラザルト
ニ因テ変ス官真ノ書セシ書簡モ先方ノ身分ニ依リ
上中下ノ差別アリ

官真ナラザル人ノ贈ル書簡ハ同人ト先方トノ間ノ身分
ノ轻重及懇親ノ多少ニ應ジテ変ス

右各ノ場合ニ於テ用ル種々ノ文式ヲ左ニ記ス

皇帝へ上ル書簡ノ事

此ノ手紙ノ書首ノ為ノ是非共用ユベキ文式左ノ如シ

シイール

但シ帝王ノ為メノミ
用ユル呼称

此ノ手紙之文面ハ左ノ語ヲ以テ書始ムベシ

ジエー ロシノウ

但シ奉
申上

手紙中皇帝ヲ称スルニ

ホートル

陛下ノ語ヲ以

スベシ

手紙中都テ勅詞ノ前ヘ

デーギー

被旌ノ語ヲ附ス

手紙ノ末ニ是非共書スベキ式ハ左ノ如シ

ジエー ロシノウ

シイール

デートル

アベツクル

プリエー

フオシ

シイール

ホートル マシエスター
トリー オンデル エ トレー フビデル シュエー

此ノ意味ハ陛下ノ尤謙遜且忠義ナル臣ト謹テ奉申

上候

君子諸候ニ呈スル書簡ノ事

此ノ手紙ノ書首ハ左ノ如シ

モン セイギヨール 我主

此ノ手紙ノ文面ハ左ノ語ヲ以テ始ム

ジエーロニスウル 奉申上

手紙中君子諸侯ヲ称スルニ左ノ語ヲ以テスベシ

ボートル アルテツス 殿下

手紙中諸勤詞ノ前ニ左ノ語ニ附スベシ

デキエー 被旋

書尾ノ式ハ左ノ如シ

ジエー ロンノウル

テートル アベツク ル プリエトプロオン レスベリ

モセイ ギョール

ド ボートル アルテツス

ル トレー オンブル セルビートル

但 殿下尤謙遜ナル聴命者ト謹テ奉申上候

諸卿へ呈スル書簡ノ事

第一其卿ノ配下ニ在サル官真及平常ノ人民ヨリ呈スル手紙ノ書首ハ尤ノ語ヲ用ユ

モツシユール

ル ミニストル

或ハ

エクセランス

此ノ手紙ノ文面ハシエーロニスウル 奉申上ノ語ヲ以テ書始ム

手紙中同卿ヲ称スルニ尤ノ語ヲ以テス

ボートル

エクセランス

閣下

宮内省

手紙中都テノ勅詞ノ前ヘ左ノ語ヲ附ス

ブーロアル ビヤン 被下

書尾ノ文式ハ左ノ如シ

ジエー
コシノウル デートル アベツクオニ フロオニ レス。ペ
モツシユール ミニストル
ド ポートル エクセラシス
ル トレー オンブル セルビートル

但 閣下ノ尤謙遜ナル聽命者ト謹テ奉申上候

第二 其配下ニ在ル官貞ヨリ其卿ヘ呈スル書簡
ノ書首及文面ノ書始方モ前ト同シ

書尾ノ文式ハ前ト同シ只尤謙遜ナル聽命者ト書スル
代リニ尤謙遜且從順ナル聽命者ト書スヲナリ

下官ヨリ上官ヘノ書札ノ事

武官ノ文式

軍勢中ニ於テ頭ヘ呈スル書簡ノ書首ハ尤ノ語ヲ以ス

モンジ丑子ラール 我將

モンコロ子ル 我大位

モンコンマンタン 我頭

宮内省

モンカビテン 我大尉

モンリエートナン 我中尉

書簡ノ文面ハジエロンノウル 奉申ノ語ヲ以テ書始ム

書尾ノ文式ハ尤ノ如シ

ジエー ロンノウル デートル アベックラン プロフオン レスヘリ

モン ジエ子ラル 減 モン コロ子ル

ボートル トレー オンブル エ トレー オベイクサン セルポートル

但 我将成 **(大佐)**、甚謙遜且後須ナル聽命者ト謹テ奉

申上

文官ノ文式

書簡ノ書首ハ尤ノ語等ヲ用ユ譬言ヘハ先方ハ支配官或

検査官ナラハ

モツシユール ル ダレクトール 支配官様

モツシユール ランス ペクトール 検査官様

石等ニテ即モツシユールノ字下へ先方ノ名ヲ附スルナリ

書簡ノ文面ハジエロンノウル 奉申ノ語ヲ以テ書始ム

宮内省

書尾ハ左ノ如シ

ジエー ロン ノナル デートル アベック プロオン レマヘク

モツシエール ル ガレクトール

ポートルトレーオニブル エ トレー オベイツサン セルビートル

但 支配官様ノ甚謙遜且從順ナル聽命者ト謹テ奉
申上候

但都テ公用ノ書簡ニ於テハ先方ノ名ヲ第一葉ノ下ノ書
スベシ譬ハ兵部卿へ呈スル書ヲハ兵部卿ト第一葉ノ
下ノ書スルナリ

同輩間文書往復ノ事

官負間ノ事

同僚間ノ書簡ノ書首ハ左ノ如シ

モン シエール コレーク

我親キ
同僚

書尾ノ文式ハ一定セス一例ヲ擧ク左ノ如シ

ロスベール モン シエール コレーク ラシユラニス

ドベ フシシデラシヨン 今スタンヤエト

但 我親キ同僚我抽ンデタル尊重ヲ君ニ慥ムル

宮内省

故之ヲ承受セヨ

平常人民間ノ事

此ノ書簡ノ文式ハ規則ナシ兩人間ノ懇親ノ多少ニ
因ル事ナリ

識ザル人へ贈ルニ左ノ書首ヲ用ユモツシユール君

極テ少ク識ル人ナレバ左ノ如シ

シエール モツシユール 親キ君

少ク交接セシ人ナレバ左ノ如シ

モン シエール モツシユール 我親キ君

懇親ナル人ナレハ

モン シエール モツシユール

誰 我親キ君何誰

朋友間ハ尤ノ語ヲ用ユ

モン シエール 我親キ人

モン シエール アミ 我親友

書尾ノ文式ニ定則ナシ敬重ノ多少及懇親ノ多少ニ依テ
之ヲ決ス

敬重ノ多少ニ因テ左ノ文式ヲ用ユ

アグベ

モツシユル

ラシエテス

ドマ

コンシデラシヨントレーチスタンギエ

^但君我甚抽テタル尊重ヲ君ニ慥ル故之ヲ承受セヨ

ロスベ

モツシユル

ラシエテス

ド

マコンシデラシヨ

ゲスタンギエ

^但君我抽テタル尊重ヲ君ニ慥ル故之ヲ承受セヨ

ロスベ

モツシユル

ラシエテス

ドメ

サンチマンダスタンギエ

^但君抽テタル心意ヲ君ニ慥ル故之ヲ承受セヨ

懇親ノ多少ニ因テ左ノ文式ヲ用ユ

ポートルワサ

デブーエ

君ニ全ク親熱ナル者

ポートルビヤン

デブーエ

君ニ甚ク親熱ナル者

ポートルアエ

デブーエ

君ニ親熱ナル友

上官ヨリ下官へ上輩ヨリ下輩へノ書簡ノ事

此ノ手紙ノ書首ハ左ノ如シ

モウシユル

君

若官真ノ間ナレハモウシユルノ字下へ先方ノ役名ヲ附ス
ハ先方ハ支配官ナレハモウシユル、チレクトル 支配官様

官内省

書尾ノ文式ハ兩人ノ位ノ間ノ隔級ノ多少ニ因テ変ス

ロスベー モウシキル ラミユラニス ドマ ホートコシシテラシヨシ

但 君我カ高キ尊重ヲ君ニ慥ニ故之ヲ承受セヨ

ロスベー モウシキル ラミユラニス ドマ フンシテラシヨシ

但 君我抽ラタル尊重ヲ君ニ慥ニ故之ヲ承受セヨ

ロスベー モウシキル ラシエラニス ドマ コシシテラシヨシ

但 君我尊重ヲ君ニ慥ニ故之ヲ承受セヨ

右文式ノ数多ク共先ツ兩人ノ位ノ間ノ隔級ノ多少ニ因テ

此ノ三式ヲ用ユルヲ得ル也

Fragment of a handwritten document on aged, stained paper. The text is written in a cursive, dark ink style, likely a historical script. The fragment is irregularly shaped with significant damage and staining, particularly along the top and right edges. The visible characters are difficult to decipher due to the cursive nature and the condition of the paper.

A page from a handwritten document, featuring a large rectangular area enclosed by a red border. The page is heavily stained and discolored, particularly in the upper and right portions. The text within the red border is extremely faint and illegible. On the right edge of the page, there are vertical red markings, possibly indicating a page number or a section header, though they are also difficult to read.

